

岐阜県ソフトテニス連盟ガバナンスコード

《セルフチェックシート》

スポーツを愛好する人々の善意やボランティア精神に支えられた組織運営は、責任の所在を曖昧にし、コンプライアンス意識が徹底されず組織運営上の問題が見過ごされがちになるなど、ガバナンスの確保がおざなりになってきた面があると考えられる。

そのため、スポーツ庁では各スポーツ団体がガバナンスコードを策定し、その各原則・規定を遵守するように努めるとともに、ステークホルダー（利害関係者）等への説明責任を果たす観点から、遵守状況について自主的に自己説明を行い、その結果を公表することが望ましいとされているため、本連盟のガバナンスコードとして現状の体制について自己説明を公表する。

記載日：令和 5年 3月 13日

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している B：一部対応している C：対応できていない

項目	対応状況
原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 当連盟は法人格を有していない。	—
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ア. 連盟規約第5章（組織及び会員）に基づき、県内6地区連盟（岐阜・西濃・東濃・中濃・可茂・飛騨）とそれに属する各都市連盟及び県高体連（高校生）・中体連（中学生）・県学連（大学生）に所属する者で組織されている。 連盟規約第8章（会議）を遵守し、理事会及び評議員会において以下の事項を審議・決定している。 1. 事業の報告と計画 2. 予算と決算の承認 3. 役員の選出 4. 規約の改正 5. その他重要な事項 イ. 会計処理については、会計規程等関係規程や各種補助金・交付金等の規程を遵守し、各種会計等（一般、基金、強化等）毎に専用口座にて分別管理し、事業の執行を行っている。	A
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) (公財)日本ソフトテニス連盟、西日本ソフトテニス連盟、東海ソフトテニス連盟及び(公財)岐阜県スポーツ協会の下にその定款や各種規程を、施設利用については自治体等の条例・規則等を遵守し、大会運営等の円滑な運営に努めている。	A

<p>(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。</p>	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>ア. 連盟規約第7章(役員)および役員に関する内規に基づき、評議員会にて審議・決定し選出している。</p> <p>イ. 各種委員会を設置し委員長には理事を配置し、団体及び各種事業の円滑な運営に務めている。</p>	
<p>原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。</p>	
<p>(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。</p>	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>ア. 連盟規約第3章(目的)及び第4章(事業)において目的及び事業内容について定めている。</p> <p>イ. 単年度の計画・報告については会長・副会長会議、委員長会議、理事会、評議員会等で審議・決議し周知徹底を図っている。</p> <p>ウ. 将来像を想定した基本計画(中長期計画)や財務体質強化のための計画策定までは行っておらず、今後必要な計画については策定準備を進める必要があると認識している。</p>	
<p>原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。</p>	
<p>(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。</p>	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>連盟によるコンプライス研修は実施していないが、日本ソフトテニス連盟や岐阜県スポーツ協会からの各種伝達事項については関係者に通知し、周知・徹底を図っている。</p> <p>今後役職員に対しコンプライアンス教育を行いその意識の徹底を図る必要はあると認識している。</p>	
<p>(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。</p>	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>連盟によるコンプライス研修は実施していないが、日本ソフトテニス連盟や岐阜県スポーツ協会からの各種伝達事項については関係者に通知し、周知・徹底を図っている。</p> <p>今後指導者・競技者等に対しコンプライアンス教育を行いその意識の徹底を図る必要はあると認識している。</p>	

原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ア. 規模が大きく各種補助金と関連する一般会計、基金会計、強化委員会会計については、専用口座を作成し会計担当者を配置し、連盟会計規程や各々の補助金規程を厳格に遵守し、監事 2 名による会計監査を毎年実施し、評議員会にて決議している。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ア. 各種補助金については、補助金交付団体が定めた規程を遵守し申請および実施を行い、その収支を報告している。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ア. 会計毎に会計責任者および会計担当者を設置し、連盟会計規程に基づき理事長の責任の下でその予算策定や執行状況について適正な運用を行い、決算については監事 2 名による監査を実施している。	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 連盟の概要については隔年で運営要覧の冊子を作成し役員へ配布し、周知徹底を図っているが、今後さらに HP 等で開示すべき情報について検討する必要があると認識している。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ア. 役員の選任については連盟規約第 7 章(役員)および役員に関する内規に基づき、評議員会にて審議・決定し選出し、連盟 HP に組織図、役員名簿、委員会名簿について公開している。 イ. 年度末の評議員会で承認後、年度当初には各大会要項を県下各団体（支部・クラブ等）への周知及び連盟 HP に公開し、出場資格や上部大会への選考基準等を明確にしている。	

(令和 5 年 2 月 2 5 日 評議員会議決)